橿原市監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づく財政援助団体 等監査を橿原市監査基準(令和2年橿原市監査公表第4号)に準拠し実施したので、その 結果を同条第9項の規定により公表します。

令和5年2月27日

橿原市監査委員 久保田幸治 橿原市監査委員 山口 宣恭 橿原市監査委員 谷井 宰

財政援助団体等監査の結果報告について

第1 監査の対象

1 対象団体

橿原市福祉センター指定管理者 アスカ美装株式会社

2 対象事務

令和3年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

第2 監査の期間

令和4年11月30日から令和5年2月27日まで

第3 監査の着眼点

公の施設の指定管理者の指定の手続き等が適正に行われているか、指定管理に係る出 納その他の事務の執行が適切に行われているか。

第4 監査の実施内容

令和3年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、橿原市福祉 センターの指定管理者であるアスカ美装株式会社及び市所管課である福祉部福祉総務課 から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から事情聴取するとともに、関係諸 帳簿等について事務局職員による点検及び確認を行うことにより、監査を実施した。

第5 監査の結果

1 施設の概要

橿原市福祉センター 橿原市十市町63番地の1

建築構造 鉄筋コンクリート造地上2階、地下1階建て

 敷地面積
 7,897㎡

 建築面積
 2,300㎡

延床面積 2,938㎡(うち管理対象面積2,575㎡)

橿原市福祉センターは、橿原市福祉センター条例(平成24年橿原市条例第18号。 以下「条例」という。)第1条において、「多世代間のふれあいと交流及びレクリエー ションの場を提供し、もって福祉及び健康の増進に資するため、福祉センターを設置 する。」と規定されている公の施設である。

同施設は、平成25年4月から指定管理者制度を導入しており、橿原市公の施設に おける指定管理者の指定管理手続に関する条例(平成16年橿原市条例第14号)第 2条第1項の規定に基づき、公募により指定管理者の指定を行った。今回監査の対象 とした令和3年度については、第3期指定期間(5か年)の第3年度に当たり、アス カ美装株式会社が指定管理者として管理を行った。

2 指定期間及び委託料

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで 86,574,074円(令和3年度分)

3 結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、指定管理に係る出納はおおむね適正に執 行されていたが、その他の事務について以下のとおり一部に是正又は改善が必要であ る事項が認められた。

(1) 利用料金の未承認について (所管課)

条例第19条第3項において、利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認 を得て定めると規定されているにもかかわらず、通常とるべき当該行為が行われた 形跡がなかった。

(2) 施設の維持管理について(指定管理者)

指定管理業務基本協定書(以下「基本協定書」という。)において、指定管理者が 指定管理業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は仕様書に示すと おりとすると定められているが、監査の対象事務の期間において、次のとおり仕様 書に定められた業務条件を満たしていない業務が認められた。

ア 電気設備の管理について

受変電設備の特別点検については、仕様書では6か月に1回の実施が定められているが、実施されていなかった。また、設備外観点検は、仕様書では月1回と 定められているが、2か月に1回の実施となっていた。

非常用発電設備の発電機、原動機の運転チェックについては、仕様書では月1 回の実施が定められているが、2か月に1回の実施となっていた。また、同機器 の精密点検は、仕様書では年1回と定められているが、実施されていなかった。

イ 空調設備の管理について

ガスヒートポンプチラーのオンシーズン点検については、仕様書では年2回の 実施が定められているが、年1回のみの実施となっていた。

ビル用マルチの保守点検については、仕様書では年4回の実施が定められているが、年3回のみの実施となっていた。

ウ 温浴設備の管理について

真空式温水ヒーターの煙道及び煙突下部堆積物除去については、仕様書では年 1回の実施が定められているが、実施されていなかった。

ろ過用ポンプのオーバーホール作業については、仕様書では年2基の実施が定 められているが、実施されていなかった。

(3) 第三者委託における契約更新について(指定管理者)

清掃業務のうち、日常清掃及び定期清掃については、基本協定書に基づき、業務の一部を第三者に委託(以下「第三者委託」という。)する業務として実施していたが、第三者との契約期間が平成26年5月31日に終了した後、当該契約書の更新手続きを行っていなかった。

(4)業務の第三者委託の承諾漏れについて (所管課)

基本協定書において、第三者委託をする場合は、書面により事前に市長の承諾を得なければならないと規定されている。指定管理者から提出された令和3年度業務計画書(以下「業務計画書」という。)では、外部委託費予算内訳表として44業務が列記されている。所管課は、当該内訳表をもって第三者委託の内容及び委託先を把握したとして事前承諾手続きを行っていなかった。さらに44業務について、関係書類を確認したところ、契約期間切れのものや、仕様書に示された条件を満たしていないものが散見された。

第6 意見

を監査委員に通知されたい。

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、設けられた制度である。

当該施設の日常管理は、原則として指定管理者が行うが、所管課は、公の施設の設置者として、施設の目的に沿ったサービスが提供されているか、適切かつ安全な施設管理が行われているか等について、実態を把握し、評価する必要がある。

上記第5で述べたとおり、まず利用料金に関して条例に則した手続きがなされておらず、また、基本協定書等において規定された指定管理者が履行すべき業務について、未 実施又は業務条件に満たない業務が散見された。

地方自治法第244条の2第10項においては「普通地方公共団体の長又は委員会は、 指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該 管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を することができる。」と規定されているが、所管課による調査又は指示が十分でないと判 断せざるを得ない結果となった。

以上のことから、上記第5の3において是正が必要であると認められた事項(1)、又は改善が必要であると認められた事項(2)ないし(4)について、所管課自らが必要な措置を講じ、又は所管課が指定管理者に対し必要な指導及び監督を行うことを求める。なお、所管課において、これら指摘事項について、措置を講じ、又は必要な指導を行ったときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、当該措置又は指導の内容